

第4回 地域主権検討PT会議の概要

- 1 日 時 平成21年11月16日(月) 15時30分～17時
- 2 場 所 執行部控室 (県議会棟2F)
- 3 出席者 各部局主管課長、業務効率化室長、財政課長、税務課長、自治振興課長、教育総務課長
- 4 議 題 各主体が担う行政サービスのあり方について

5 概 要

各部局から提出された題材をもとに、企画部で具体事例の作成や全体像のたたき台を作成して、それに対し各部局から改めて意見を求めていきながらまとめていきたい。
県議会も始まるため、次回PTの日程は作業の進捗を見ながら決めることとする。

6 主な意見内容

本日提出内容は、部としての正式な了承を取り付けているものではないため、最終まとめの際には部局の了承を取るような手順を踏んでもらいたい。

税については共同処理の話は行われているが、国税を市町村でといった権限移譲のような話題には馴染まないと考える。

法務局に関しては、人権啓発だけでなく登記事務なども市町村でもできるのではないかと。法人登記は商号・区域などの問題もあるが情報ネットワークがあれば可能はないか。かつては登記所が市町村ごとに存在していた。

介護保険については、市町村ごとの地域の事情に応じて介護サービスを提供し、それに見合った介護保険料等の負担が発生するという基本理念があり、国保など医療保険と性格を異にしている。

国保は若者が加入が少なく、医療サービスを受ける高齢者が多いという、構造的な問題を抱えおり、他の制度との統合が課題となっている。医療は介護と異なり、地域によってサービスの差異が生じるという考えは馴染まない。

母子保健・児童福祉について、広域性や専門性を理由に県で実施とされているものは、市町村で実施の場合の前提条件や課題をもう少し整理する必要。

合わせて、専門職員の配置、市町村間の総合調整、全国状況の把握・比較などの観点も、市町村実施の場合を想定した対処法を検討しておくべき。

産業振興、観光、農業振興などの分野は、二重行政的であっても許容されるべき分野と思う。

保安林の指定・解除は、国土保全の観点が強く、地元市町村の受益だけに留まらない部分が大きく市町村の事務とすることはどうかと思われる。

農地転用や農振指定などは、これまでの経過や許認可に対するスタンスの問題などを除けば、市町村であっても差し支えないのではないかと。

小中学校教育については、教員人事の広域性を担保する観点で県が給与負担や人事権を持っている。市町村が担う場合、少なくとも東・中・西部地域程度の異動の広域性が確保されることが前提条件。

本日の各部局の意見と題材をもとに、企画部で作業を行い、個別事例や全体構成などのたたき台を作成し、それに対して各部局の意見を求めながらまとめていくこととしたい。

次回PTの日程は決めずに、企画部の作業状況を見ながら、会議の開催は別途連絡する。